平成２０年（フ）第１５０号
岡山県真庭市下市瀬1230番地１
破産者　株式会社真庭
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第５３５号
徳島県吉野川市鴨島町上下島493番地９
破産者　有限会社河野測量設計事務所
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０６６号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目40番15号
破産者　有限会社トータルクリエイトＭＩＹＡＴＡ
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３７１号
札幌市中央区南６条東２丁目２番地
破産者　有限会社本間構造建築設計事務所
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１４４号
岩手県奥州市水沢区字笹森谷地37番地11
破産者　菊地　　綾
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成１９年（フ）第１４５号
岩手県奥州市水沢区字笹森谷地37番地11
破産者　菊地　智浩
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４９４号
東京都日野市日野2970番地の１
破産者　株式会社第三開発
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４９５号
東京都日野市万願寺３丁目29番地の16、破産手続開始決定時の住所東京都日野市日野1559番地万願寺第Ｂ－１号棟
破産者　橋本　　正
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２４号
東京都多摩市鶴牧５丁目37番地４―101
破産者　岸本美佐緒
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県久留米市荒木町白口2252番地７
破産者　有限会社ファニチャーエム・ユー・ティー
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３７５号
埼玉県川口市西青木１丁目23番28―307号
川口西青木ローヤルコーポ
破産者　工藤　雅士
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３０８号
埼玉県新座市本多１丁目10番25号
破産者　葛城　隆史
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３０９号
埼玉県新座市本多１丁目10番25号
破産者　葛城惠美子
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１７７９号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目３番49号
破産者　三浦　圭子
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
埼玉県上尾市大字原市4279番地７
破産者　松川　和枝（旧姓黒木）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
埼玉県北葛飾郡栗橋町東１丁目14―29、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡栗橋町南栗橋11丁目11番地40
破産者　安齊　　理
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目31番地の４
破産者　前田　知美
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
埼玉県本庄市西富田762番地３
破産者　高澤　美子（旧姓佐川）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
千葉県習志野市実籾１丁目７番21号
破産者　高澤　淑介
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
さいたま市浦和区領家６丁目11番６号　１―101、破産開始決定時の住所さいたま市浦和区領家６丁目10番８―102号
破産者　中嶋　健二
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
埼玉県上尾市大字畔吉413番地９
破産者　松本　信一
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係